国政報告⑨-(2)

自由民主党　三宅伸吾
参議院　外交防衛委員会　委員長

2018 年 3 月 25日

内容　　頁

1～14 頁は別ファイル「国政報告⑨-(1)」をご覧ください。

三.	稼ぐ力を取り戻す	15
1.	知財政策	15
①	損害賠償制度の適正化	15
②	コンテンツの有効利用	17
2.	税制改革	22
①	事業承継	22
②	ゴルフ場利用税	23
③	消費税	24
四.	議員連盟	24
五.	支援者・同志の皆さまと	27
六.	うどん県。それだけじゃない	28

三.　稼ぐ力を取り戻す

1.　知財政策

①　損害賠償制度の適正化

以下は 2017 年 5 月 18 日の参議院・財政金融委員会での質疑の一部です。

三宅伸吾: 2016 年末までの 10 年間で、全国の地方裁判所が認めた特許訴訟の最高賠償額はいくらだと想像されますか？

麻生大臣: 20 億円をいったことはない、何だ、こんなものかと思った記憶があります。

麻生大臣のご想像通りで、最高金額は 18 億円弱。特許権侵害罪で起訴された人もいません。特許権担保の融資もあまり活発ではありません。莫大な研究開発投資がなされているのに、特許権を資産計上している上場会社も 30 社未満。私は特許権の「資産デフレ」だと評しており、政策対応が必要だと訴えました。

追加的損害賠償制度の導入を

その前月、私が座長を務める党の検討会で、関連する下記の提言をとりまとめたばかりでした[1]。

提言　イノベーション促進のための知財司法改革
--「特許資産デフレ」からの脱却を目指して--
2017 年 4 月 18 日
自由民主党　知的財産戦略調査会（会長保岡興治）
知財紛争処理システム検討会　座長　三宅伸吾　　座長代理　宮崎政久[2]

---

[1] 要旨は「提言　悪質な特許権侵害行為に対する追加的損害賠償の導入／参議院議員　財政金融委員会理事、自由民主党　三宅　伸吾」『Law & Technology』（77 号・2017 年 10 月）
提言の全文は http://www.miyakeshingo.net/news/%E6%83%85%E5%A0%B1/entry-530.html

（前略）

V．結び

我が国においても、経済成長の原動力であるイノベーションが絶え間なく生まれるよう、特許権を十分に保護する＝侵害抑止効果のある知財司法の構築が急務である。

損害賠償の充実等は訴訟の活性化を促す。このため、米国におけるパテントトロールの弊害をことさら指摘し、損害賠償の充実に反対する意見もある。行き過ぎた弊害の防止には十分留意する必要があるものの、副作用の完全除去ばかりに目を向けると、 権利保護という一番大事な根本を見失う大きな危険がある。

また、悪質な特許権侵害への追加的損害賠償制度等については、我が国の法体系との整合性から慎重な検討を求める声も根強い。しかし、法制度は手段であって、目的ではない。

知財政策の決定はグローバルな環境変化のなかで、知財をテコに如何にして国富を増大するかという視点からなされなければならない。我々、立法府に身を置く「知財紛争処理システム検討会」はこのような視点から、ほぼ 2 年をかけ、有識者、関係省庁等 のヒアリング、議員間の議論等を重ね、下記、提言する。

知財立国日本の更なる推進のため、特許権侵害に対する民事救済制度等の速やかな改革が必要である。具体的には、

（一） 特許法の損害賠償推定規定の拡充等によって、「実損水準の底上げ」 に加え、積極的加害意思のある場合等、一定の悪質な侵害に対し、より高額の支払いを命じる追加的損害賠償制度等の新たな仕組みを創設する。

（二） 新たな仕組みには①制裁として位置づけ、いわゆる「懲罰的賠償制度」とする、②労働基準法の付加金類似の制度とする、③独占禁止法の違反に対する課徴金類似の行政上の措置を創設する、④法定賠償制度を設ける等の選択肢があり、今後、早急に詰める。

（三） 上記のため、党内で引き続き検討を進めるほか、政府・知的財産戦略本部に専門組織を設ける。

この提言を題材に 2017 年 4 月 24日、東大の法科大学院（ロースクール）で講義（写真）。法曹を目指す若者との刺激的な意見交換会となりました。講義録が出版されましたので、是非、お読みください[3]。

---

[2] 世話人は下記の通り。（衆議院）大野敬太郎、柴山昌彦、星野剛士、細田健一、牧原秀樹、山下貴司、山田美樹、若狭勝 （参議院）阿達雅志、磯崎仁彦、太田房江、二之湯武史、古川俊治、丸山和也、宮本周司、吉川ゆうみ、元榮太一郎、渡邉美樹

[3] 淵辺善彦『東大ロースクール　実践から学ぶ企業法務』（日経 BP 社）の第 6 講「国の未来を見据えた法制度の検討」に収録。

②　　コンテンツの有効利用

2018年2月2日、党の知財戦略調査会・文部科学部会で著作権法改正案を審議しました。私はイノベーションを促進する法案としては極めて不十分だと指摘(写真)、修正すべきだと述べました。山本一太、阿達雅志・両議員らも法案への異論を強く訴え、再度、審議することになりました。

インターネットや人口知能といった分野を中心に近年、技術革新が大変なスピードで進んでいます。私はかねて、日本の著作権法の改正作業が技術環境の変化に追い付いていないと考えています。そのため、技術進歩を生かした著作物の利活用促進、関連産業の発展に向け、著作権法の改正による「フェアユース制度」の導入が必要だと訴え続けてきました(写真下)。同制度の内容については後述します。

フェアユース規定の導入を

多くの皆さまにご理解いただきたく、少し長くなりますが、雑誌への寄稿文の該当部分を引用します[4]。

【経済成長へ、企業家と政府の役割】

未来を創り出す興奮

経済成長を促すのはイノベーションと企業家精神である。

イノベーションは人々にかつて味わったことがない感動をもたらす財やサービスだ。画期的な発明によるものだけではなく、改良技術の組み合わせの妙やサービス内容が極めて斬新な場合もある。

企業家精神とは、論理的思考を尽くしてもゼロにはならない市場での淘汰リスクや、数値化できない不確実性を前にしても、自己実現や未来を創り出す興奮に駆られ、夢をかたちにしようとする事業家の覚悟だ。

消費者をワクワクさせる商品などは莫大な利益を生む。事業化に成功した企業は成長を通じ納税し、雇用を拡大し個人所得を生む。イノベーションと企業家のアニマル・スピリッツ(血気)は経済成長の原動力であり、国富の源泉。

イノベーションは往々にして既存の秩序にとって大きな脅威となる。「新しいものは常に謀反」(徳冨蘆花)である。情報技術革命の結果、生まれたインターネット上の検索サービス、フェイスブック、ユーチューブ、ツイッターやウィキリークスなどが情報公開を渋る政府や独裁体制、伝統メディアに与えた衝撃は実例である。

[4] 『Board Room Review』一般社団法人　日本取締役協会　2018年3月号に掲載。掲載分は一部の校正がなされている。

イノベーションの萌芽に接した事業家の前には、時として、様々な既存の秩序、つまりルール=規制という障害が立ちはだかる。このハードルをいち早く、よりうまく乗り越えた事業家が率いる企業が覇者となる。経済のグローバル化はイノベーション創出を巡る「国家間のルール競争時代」と同義であり、立法、行政、司法で構成される政府の質が国際競争の行方を左右する。

「正義の謀叛人」

ただ、一度できあがったルールは目的を終えても、すぐには自壊しない。新しい、技術や考えを手にした企業家という「正義の謀叛人」が、理解を示す一部政府関係者らと協力しながら、虚々実々、様々な手法で旧くなったルールやその守護者の権威・権力に挑み、成功と挫折の軌跡のうえに、新たな社会が形作られる。

① 革命、敗戦によるリセット	憲法などが全面書き換えとなる初期設定の変更。
② 社会変革	政治体制は同じでも、社会が大きく変わる。共産党支配の中国が市場経済システムを導入したようなケース。
③ 平時の法改正	組織化された利益集団の声が反映されやすい。
④ 判例変更	裁判所が新たな法解釈を明示する場合。書かれた法律は同じでも事業環境が一変することがある。
⑤ 正面突破	「明らかに合法」とは一般には思われていないグレーゾーン領域で行動を起こし、法廷闘争などを通じて合法とのお墨付きを得るケース等。
⑥ 制度のフル活用	行政上の法的手続きを積極活用することで、ルールが事実上、見直される状況。

ルール＝法令等による規制は「革命、敗戦によるリセット」「社会変革」「平時の法改正」「判例変更」「正面突破[5]」「制度のフル活用」などにより見直される(図を参照)。

[5] 少し捕捉する。「正面突破」というのは「正義の謀叛人」がルールを事実上、変更する場合だ。「明らかに合法」とは一般には思われていない行動を起こすと、裁判所に引きずり出されることがある。しかし、訴訟で勝てば「合法だった」ということがはっきりし、事実上のルールが変わる。また、新サービスに

グレーゾーンの効用

民事分野の法は民間人や企業間などの権利を調整するルールだ。一般に明確であることが望ましいとされる。ただ、社会のすべての紛争を事前に想定し、解決へのルールを全て予め定めておくことは難しい。また、仮にある程度、予測できたとしても、あまり事細かくルールを決めてしまうと弊害が生じる。例えば、社会環境の変化にルール改訂が機動的になされなければ、時代遅れのルールが新しい社会を規律することになり、多くの人が困る。こうした厳格なルールの弊害、曖昧さの効用については著作権法を例に後述する。

法の世界では取締法規か民事法であるかにより、程度の差はあっても、現実には白か黒かが分からない「グレーゾーン」が存在する。どちらかといえば、米国や中国などの人はグレーゾーンも「白だ」と考えがちのようだが、日本では「グレーは黒だ」として、禁止行為と考える教育がなされてきた。下克上を嫌う人にはとても好都合な法教育である。社会に良いことであるなら、「グレーは白だ」と考えるのが、「正面突破戦略」の志である。

次に「制度のフル活用」について。行政上の法的手続きを積極活用することで、ルールが事実上、変更されるケース。官側はこれを「ルールの明確化」と呼ぶ。

（中略）

イノベーションを阻む著作権法

以上、ルール＝法令等による規制が名文上または事実上、見直される状況を紹介した。以下、「平時の法改正」、「正面突破戦略」について、イノベーションを阻害する我が国の著作権法をとりあげ、詳述する。

インターネットが普及しスマホが必需品となった。今後、ビッグデータや人工知能（AI）などの技術革新を生かし、著作物の集積、組み合わせ、解析を通じ付加価値のある様々なサービスの登場が社会の至る所で見込まれる。

著作権法は原則、著作物の複製行為について著作権者の事前許諾を求める。例外もあるが、引用、報道のための利用、図書館での文献のコピーなど著作権法に明確に限定列挙された行為のみ、無許諾複製が認められる。いわゆる限定的権利制限規定である。

対し監督官庁や警察、検察などの法執行機関、他の利害関係者から文句を言われなければ、既成事実化する。実行する姿を肯定的に捉えれば正面突破であり、そうでなければ「なし崩し」と呼ばれる。

様々な取締法規は、国家権力が、社会のためにならない不埒な行動をする国民や企業を縛るものだ。規制の内容が妥当なものであることは当然だが、権力が暴走しないよう、ルールは明確でなければならない。明確に禁止されていないことをして、捕まるというのは絶対にあってはならない。

一方で、企業家が、禁止されていないなら「何をやっても構わない」ということにはならない。ある行為が、法令としては禁止されていないような場合でも人の迷惑を考えずにやってしまえば、企業の品性の問題として糾弾され、事業は失敗する。

しかし、情報通信分野の技術革新は日進月歩であり、近年、著作権者の利益を不当に害さない範囲で著作物の無断複製を認めたほうが公共の利益に適合するケースが数々、生じてきた。この分りやすい例が、大きく後追いの法整備となった 2009 年の著作権法改正(2010 年施行)である。

ネット検索サービスを提供するためには、あらかじめ他人の著作物であるネット上の膨大なデジタルデータを収集、蓄積すること(複製行為)が必要。数限りない著作権者にいちいち事前許諾をとるのは不可能であり、日本の著作権法はようやく 2009 年改正により、ネット検索サービスのための無許諾での著作物の複製が合法化された。権利制限規定が追記されたわけだが、その時は既に、世界の検索サービス市場の大半は米グーグルに席巻されていた。

それでは米グーグルはどのようにして法の壁を乗り越えたのだろうか。一つには米著作権法の「フェアユース規定」の存在があった。これは 1976 年の同法がそれまでの判例を集約し、公正な利用なら無断、無償利用できると規定したものだ。 同法は公正利用かどうかの審査基準として、①使用の目的や性格②著作物の性質③著作物全体との関係から見て使用された部分の量や実質④著作物の潜在的な市場や価値に対する使用の影響度などを明記する。

あいまいさのメリット

ただ、いずれの条件も、明確でなく、抽象的であいまい。裁判官の事例ごとの判断に委ねられる。一般には非営利目的や、デッド・コピーではなくオリジナルを変形利用して新たな著作物を生み出す場合はフェアユースに該当しやすくなる。

1976 年にこの規定を連邦著作権法に取り込む際、導入の狙いについて米議会で、次のような説明がなされた。裁判所に、「テクノロジーの変化の激しいこの状況において、何が公正な使用なのかということをケース・バイ・ケースで判断させるためにこの規定を置いた」(写真は 2017 年 3 月 24 日・米グーグルの法務担当役員を招いての勉強会@党本部)。

リーガル・イノベーション

法律の見直しが技術や社会環境の変化に追いつかないということを前提に、社会に大きな満足を与える新しいこと(=イノベーション)を支援する国家の知恵として、フェアユース規定は整備された。いわばリーガル・イノベーションだった。

この規定によって、「社会的に意義のあるサービスであり、現行法上、違法とは断定できない」と考えることができれば、取締役の経営判断として新サービスを展開、訴訟を起こされれば法廷闘争を通じ司法のお墨付きを勝ちとるとの戦略が採りやすくなる。

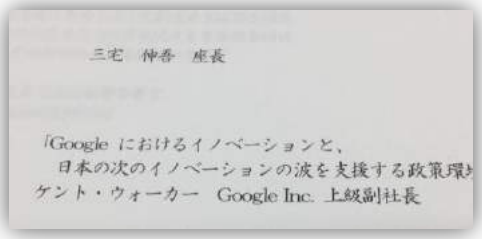

フェアユース規定は、していいことを官僚や法律が、あらかじめ決めるのではなく、民間人が公正な利用であると確信すれば、それを実行することを法的に後押しする。というのも、この規定があれば「消費者の利便性も高まるう

え、学識経験者も公正な利用と考えている」などとして、コンテンツ関連の新サービスに挑戦しやすくなるからだ。米グーグルも、この規定をテコに理論武装し、法廷闘争に打ち勝った。

米グーグルが検索サービスの世界市場をほぼ制覇し得たもう一つの背景には同社の企業家精神がある。

法的リスクをとる

「新サービスの多くが、ある国では違法であるかもしれないし、ルールそのものが明確でないこともある。我々はある程度のリスクを喜んでとる。この姿勢は確立した法分野に当てはまらないサービスを生み出す。挑戦する新興企業である以上、欠かせない」。

かつて、グーグル本社の法務担当役員がこう講演していたのを、私は鮮明に覚えている[6]。

同社は数多くの訴訟を起こされた。検索サービスでは著作権侵害、航空写真を使ったグーグル・アースや路上での撮影画像のストリートビュー・サービスではプライバシー侵害だとの批判が噴き出すことが予想された。しかし、「許可をもらうより謝る方が楽だ」という共同創設者の言葉通り、同社はサービスを強行。案の定、猛烈な反発を受けたが、サービス内容の改善を続けながら法廷闘争に勝利し、市場を開拓した。

私はフェアユース規定を我が国の著作権法にも導入するべきだと、かねて確信しており、実現に向け、当選以来、取り組んでいる。

政府は 2018 年通常国会で著作権法改正案の国会提出を予定しているが、その法律案は時代錯誤と断ぜざるを得ない[7]。我が国の経済界のなかでも、フェアユース規定の必要性への認識が広がってきたほか、党内でも同志が増えてきた。

政府側が、権利者団体の代表者ばかりでほぼ構成された審議会で調整がついた範囲でしか、著作権ルールを見直せないのであれば、国益にかなう方向に原案を修正するのがロー・メーカーの責務で

---

[6] 写真は私がジャーナリスト時代に企画した日本経済新聞社主催のシンポジウム「企業家精神と法」での Kent Walker 氏・米グーグル社バイスプレジデント、ゼネラルカウンセルの講演時。講演録は http://www.nikkei.co.jp/hensei/comp08/

[7] 例えば、限定列挙方式で追記するという権利制限規定の一つにはこんな条文案がある。

「情報処理により、新たな知見又は情報を創出し、及びその結果を提供する行であって、国民生活の利便性の向上に寄与するものとして政令で定めるもの」。

妥当な条文としては、「（前略）国民生活の利便性の向上に寄与するもの」だけで十分であり、下線部分の「政令で定めるもの」は不要である。政府の条文案によれば、政令に盛り込まれるまでは、国民生活に寄与する付加価値あるサービスであっても権利制限の対象とならず、無断複製は違法（＝技術革新を生かしたワクワクする新サービスは法令違反）となる。

ある。憲法は「財産権は、これを侵してはならない」と規定する一方で、「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める」とする。著作権も財産権の一つである。

経済ルールは所与のものではない。社会に貢献しようという企業人や法律家は、政治へのロビイング活動を通じ、歴史に耐える法改正を促すべきだろう。また、先に説明したように、ときには「正面突破戦略」などを通じ、自ら創り出すものだ。フェアユース規定の導入は「ルールを創る」という発想を日本社会に根付かせることの起爆剤となる。

どうして、いつも後追い、小出し、周回遅れの法整備になるのか、このままでは日本は沈むばかりだ――。

車の自動走行、AI（人工知能）、ネット関連のコンテンツ産業分野などで世界の最先端の状況を目の当たりにしている企業人から、こうした声を何度、聞いたことだろうか。そろそろ終わりにしなければならない。

2018 年 2 月 16 日、自民党の文部科学部会・知的財産戦略調査会などの合同会議で著作権法見直しへの条文案を再審査しました。条文案を読んでいないと思われる方を含む多くの議員が改正案に賛成の意見表明。私はイノベーションを機動的に取り込む姿勢が同案には極めて不十分であり、改めて断固反対との意見を述べました。

「鉛のプールの中を歩いていたようでした。しかし、焦らず、怯まず、諦めず。この心境は変わりません」――。長年、産業政策分野でご指導をいただいている有識者がかつて、ふと漏らした言葉です。上記の政策はスピード感をもって実現しなければ、我が国経済の地盤沈下は止まりません。必ず実現させます。

2. 税制改革

年末は予算編成と税制改正の「冬の陣」です。財政の健全化、税法の理論も大事ですが、それ以外の多くの利害が錯綜する戦いの場であり、まさに税は政治そのものです。

① 事業承継

2018 年度税制改正の大きなテーマは中小企業の事業承継を円滑化する優遇税制の拡充でした。11月14日、「中小・小規模事業者の円滑な世代交代を後押しする議員連盟」が発足。メンバーとなった私は、現在の優遇措置の雇用要件（5年間、8割の雇用維持）は省力化・生産性向上を図れば優遇措置が受けられないわけで、ナンセンス。雇用維持を条件に税制優遇しているのは社会貢献しているからです。そうであるなら雇用条件を充たさなくても、一定額の法人税等をきちんと納税するだけで事業承継の相続税等の税制優遇を受けられるようにもすべきだと訴えました（写真は 2017 年 11 月 29 日の党税調での発言時）。

24日には議員有志で麻生財務大臣を訪ね、政府に緩和を要望。財務大臣は「役所言葉ではなく、前向きに検討します」と断言。総選挙もあり、秋が深まる前から、拡充の方向は固まっていたように思います。

この税制改正について、前述したように私は個人的にある考えを持っていました。それは課税緩和の OR の要件として、法人税の納税状況も考慮要素にするというアイデアです。

黒字経営への梃子に

11 月 29 日の党税調の会合では、党の経済産業部会が提案している拡充策に加えて、法人税の納税状況を勘案した相続税等の緩和要件を提案しました。具体的には事業を子などに継がせる際、黒字経営を続け、しっかり法人税を納税している場合には、それだけで子らの相続課税等を緩和するという要件です。子など事業承継者の個人レベルでの相続税緩和というインセンティブを梃子に、黒字経営を続けていただき、法人税収を確保しようというアイデアです。残念ながら、提案時期が遅かったのか、私の考えは今回の改正には盛り込まれていません。

② ゴルフ場利用税

オリンピック種目に選ばれているゴルフですが、スポーツで唯一、施設の利用に対し課税されています。当然、消費税もかかります。2017 年 11 月下旬、国会内で開かれたゴルフ場利用税の廃止を求める会に参加(写真)。その後、中四国のゴルフ関係者の皆さまが国会内の事務所に廃止の要望に来られました。

地方税であるゴルフ場利用税の廃止には、これに財源を依存する一部町村からの根強い反対がかねてあります。そうした声を受けた、総務省関係議員と廃止派の間で、自民党・税制調査会の会議では激しい舌戦が毎年繰り広げられます。私は廃止派。税調の結論は長年、「現状維持」でしたが、徐々に廃止派の声が高まり、この 2 年は廃止の「検討」項目となりました。2020 年オリンピック・パラリンピックまでには廃止させます。

③　　消費税

2017 年暮れの税制改正論議では大変、記憶に残る出来事がありました。ある大型の機械製品の販売について、ある国内メーカーが、業界団体を通じ自民党に消費税法の改正要望書を提出。これに興味を覚えた私はメーカーから詳細をヒアリングしました。以下のような要望でした。

「数年後、海外のリース事業者にも、大型機械を販売する。海外リース事業者に国内で製品を譲渡するが、実際はほぼ海外でのみ使用される。

消費税法は、本件とは異なる別の大型機械については海外リース業者への国内での譲渡行為を、輸出取引として消費税がかからないと明記している。しかし、本件の大型機械の明示がないため、国内取引とされれば、税率引き上げ予定後の消費税率 10%が適用される。何とか、税法を改正し非課税にしてほしい」

こんな要望でした。さらに事情を聞くと、「改正要望を長年、自民党に出しているが、実現していない。社運をかけた新規の大型プロジェクトの海外向け初出荷が間近に迫る。そのうえ、受注契約は税込みの価格であり、10%の消費税は収益を大きく左右する」、「今年こそ、税制改正に何としても目処をつける必要がある」。必死の形相でした。

関連法令を読むと、確かに国内取引として課税されるように読めます。この大型機械は消費税の導入時には我が国からの輸出がなく、現行消費税法の制定時に「穴」があったと批判することはできません。ただ、すでに非課税扱いとなっている別の大型機械の取り扱いとの均衡からみて、税法を見直すことは妥当だと考えられました。

そこで、私は自民党税制調査会の場で「税制改正すべし」と強く発言しようと考えましたが、念のため、税法解釈の再確認を課税当局に照会。1 週間ほどが経ち、当局より回答が寄せられました。何と、製品の使用場所が海外に限定されるという点に着目すれば、譲渡地が国内であっても「輸出取引」として非課税との解釈ができるという。

しかし、課税された場合の納税額が百億円以上に及ぶ大型取引であり、口頭の回答だけでは事業者は安心できないでしょう。さらに他の事業者には、この解釈による税法ルールが見えません。そこで、納税者の求めに応じ、税法の解釈を国税庁が HP 上で公表する手続きがあり、これを活用するべきだと事業者側に提案しました。結果、数年越しの税制の「改正」要望は、解釈の公表という形で決着しそうです。

四.　　議員連盟

俳句

2017 年 5 月 18 日、俳句のユネスコ無形文化遺産への登録を目指す議員連盟が発足しました。会長に岸田文雄外務大臣（当時）が就任しました（写真中央は国際俳句交流協会の有馬朗人会長・元東大学長）。

農業・医薬

5 月 23 日、農業高校の GAP（Good Agricultural Practice=農業生産工程管理）教育推進に関する意見交換会に参加。小泉進次郎・自民党農林部会長（当時）の講演などを通じ世界で戦える農業経営者を育成する必要性を、全国から集まった農業高校の先生方らと共有しました。香川からは石田高校、笠田高校、農業経営高校の農場長らが参加されていました。

6 月 8 日には議員連盟 「ジェネリック医薬品の将来を考える会」で麻生財務大臣に申し入れ。要望書を熟読した麻生大臣から、強い共感と素晴らしいご示唆をいただきました。

司法

同日には党の司法制度調査会（上川陽子会長、現法務大臣）の提言を菅義偉官房長官と世耕弘成経済産業大臣にそれぞれ申し入れました[8]。

司法制度改革を巡っては、これまでに法科大学院の創設、裁判員制度の導入、取り調べの可視化など一定の成果をあげてはいますが、まだまだ道半ばです。提言の起草で私は国際紛争への対応能力向上策の分野を担当しました。国際司法人材の養成強化、仲裁拠点の国内整備、霞が関等への法曹資格者の登用拡大などが今後、強く求められます。

民事司法改革議連の創設

2018 年 3 月 19 日には「国民とともに民事司法を改革する議員連盟」を旗揚げしました。議連の事務局長として（写真前列右）、河村建夫会長、柴山昌彦幹事長らとともに、国民がさらに利用しやすい裁判所、グローバル経済のなかで日本企業をしっかりと支える司法基盤の整備などに向け、議論を深め、成果を出します。

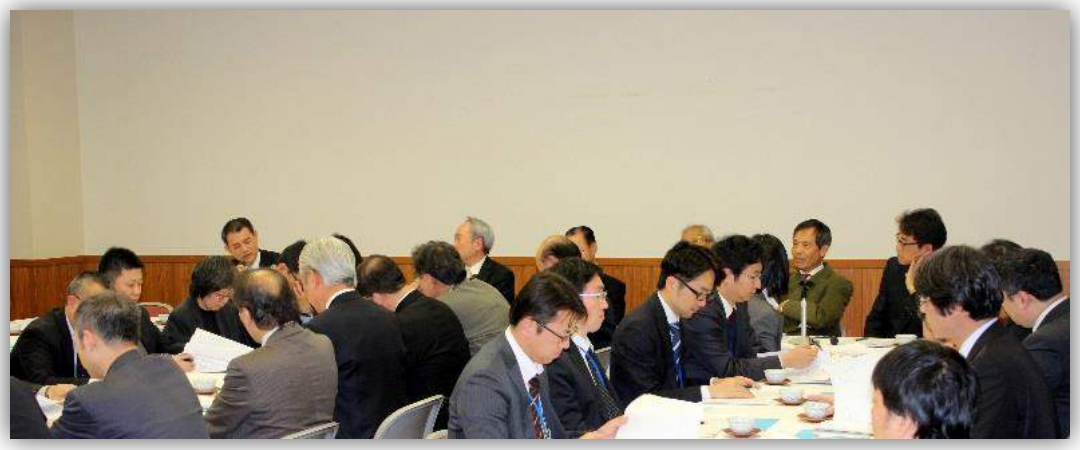

自民党本部で開いた設立総会では講師に経済同友会副代表幹事の冨山和彦氏をお招きし、グローバルな視野から、我が国の民事司法の様々な課題をご指摘いただきました。

---

[8] 自由民主党政務調査会『司法外交の新基軸　5 つの方針と 8 つの戦略　～拡大する国際司法空間で、ひときわ輝きを放つ日本型司法制度へ～　最終提言』（2017 年 6 月 1 日）
https://www.jimin.jp/news/policy/135089.html

生活困窮者の司法アクセスや損害賠償制度の充実など本議連が取り組むべき課題は山積みです。依頼者と弁護士との間の「通信」の保護策（弁護士秘匿特権）も整備する必要があります[9]。

介護・障害者福祉

2017 年 11 月 28 日は自民党介護福祉推進議連の会合で、介護報酬の在り方について発言。

2018 年 1 月 29 日にはユニバーサル社会推進議連の会合に参加。事務局次長として、様々な障害を持つ皆さまが安心して暮らせる社会を目指し、関連政策を後押しします（写真）。

技能実習

日本の進んだ製造やサービスのノウハウなどを来日した外国人に学んでもらい、帰国した後、そのノウハウを母国の経済発展に役立ててもらおうという外国人技能実習制度。副次効果として、我が国の労働力確保にもつながります。2017 年秋に制度が見直され、在留期間がこれまでの 3 年から最大 5 年まで延長されたほか、対象職種に介護が追加されました。一方で、人権侵害を防止するために罰則規定や許可制など規制強化策も導入されました。

新制度の運用で大きな役割を担うのが新設の外国人技能実習機構です。私の発案で 18 年 3 月、関心を持つ同僚議員とともに機構を訪問。新制度の滑り出し状況などについて鈴木芳夫理事長らから説明を受けるとともに、意見交換しました。

技能実習制度については個人的にかねて研究を重ね、勉強会や講演会も実施してきました。経済外交であるとともに労働・産業政策です。現時点では本制度を適切に運用し、状況を見極めながら段階的に拡充・発展させるべきだと考えています。ご提案、ご質問等あれば何なりとお知らせください[10]。

---

[9] 公正取引委員会は当初、2018年通常国会での独占禁止法の改正により、課徴金制度を見直し、これを裁量的に賦課できる仕組みの導入を目指していましたが、国会提出時期を先延ばししました。自民党内に弁護士秘匿特権制度を合わせて導入すべきとの強い意見が噴出したためです。独禁法違反行為を防止するため、私は裁量的課徴金制度の導入には賛成ですが、依頼者保護（防御権の確保）のため、弁護士秘匿特権の整備とセットであるべきだと考えています。このため、私は「裁量的課徴金制度の先行導入には断固反対」との署名を議員7人から集め、関連の党内会議でも強く持論を述べました。

[10] miyakeshingo@gmail.com または東京事務所 03-6550-0604 まで。

五.　　支援者・同志の皆さまと

国政報告・励ます会

2017 年 4 月 18 日、都内のホテルで国政報告会を兼ねた励ます会が開かれました。オリックスの宮内義彦シニア・チェアマン、岸田文雄外相、菅義偉官房長官、甘利明・元 TPP 担当相、加藤勝信1億総活躍担当相、塩崎恭久厚労相、茂木敏充・自民党政調会長、(肩書はいずれも当時)、平井卓也・自民党香川県連会長ら多くのご来賓のご出席を賜り、盛会となりました。

7月 10 日には党本部で朝食会を開催。ゲストは菅官房長官。私は憲法改正、政局の行方、

技能実習制度、知的財産政策などに触れました。早朝にも関わらず、たくさんの方にご参加いただき、誠にありがとうございました。また多くのご質問を頂戴し、私自身もとても勉強になりました。

10 月 30 日の朝食会のゲストは岸田文雄自民党政務調査会長(前外相)。岸田会長は終わったばかりの総選挙の総括をいただきました。岸田会長は自民党以外の公約で、「満員電車ゼロを掲げる方もいたが、私が応援演説で回った地方では、電車を満員にしてほしいとの要望ばかりだった」などと指摘。質疑応答では、北朝鮮問題、憲法改正の行方などについて、岸田政調会長より丁寧なご回答がありました。私からは新しい法人課税の私案を説明しました[11]。

2018 年1月 15 日には加藤勝信・厚生労働大臣をお招きし、働き方改革などについてご説明いただきました。私は税制改正などについて触れました。

地元では 2017 年 5 月 8 日、高松市内のホテルで国政報告会と懇親会。安全保障などを軸にお話させていただきました。9 月には地元後援会の総会でも熱く語りました。

2018 年 3 月13日には国政報告会と懇親会を都内で開催。私は挨拶を下記のような趣旨で結びました。

「事に臨んでは危険を顧みず」との宣誓をする自衛官。国の独立と平和を守るという崇高な使命を持つ自衛官が汗を流す自衛隊基地を、国民統合の象徴である天皇陛下があまり訪問され

[11] 具体的には法人の内部留保(利益剰余金)に新たに課税するのではなく、さらなる法人減税の際、利益を過剰に溜め込むばかりで賃上げ、配当などで社会に利益を還元しない企業は税率を例外的に据え置くというアイデア。この税制は上場企業などの企業統治の観点から、経営者に対して過剰な溜め込みをしないよう促す効果がある。

ないのは何故か。自衛隊違憲論が学界などにあるのは何故か。

苦い歴史があったといえ、あれから 70 年余りを経てもなお、このような状態が続くのはとても正常とは言えません。政治家には現状を見直す使命があります。

G1 サミット

毎年、参加を楽しみにしている G1 サミット。 2017 年は4月29日、徳島県の鳴門で開催された、G1 の中・四国フォーラムに参加。

2018年 2 月には沖縄での合宿・全体会にも参加。「150 年前と同じように、未来は変えられると信じ、行動を起こそうではありませんか」 。安倍総理のこんなビデオメッセージからスタートしました。

一期・一語・一会

ひと言で一生の友を得ることもあれば、二度とない機会を軽率なひと言で台無しにすることもあります。政治に限らず、言葉は大事です。一期・一語・一会。小泉進次郎衆議院議員の造語による座右の銘です(写真上・左端)。私は分科会「憲政史上初・国民の国民による憲法改正のあるべき姿とは」のモデレータを担当[12]。準備した進行案は下記です。

憲法改正＝国の理想を考えること。

① 何故、憲法改正なのか？
② どこをどう変える？
③ それ、国民投票、通るのですか？

六.　うどん県。それだけじゃない

物産展

2017 年 4 月 26 日、自民党本部前で「うどん県。それだけじゃない香川県」物産展を開催。司会を担当し、讃岐うどんを打った二階俊博幹事長に感想インタビュー。他地域の議員をはじめ多くの方に香川の特産品をたくさんお買い上げいただき、本当にありがとうございました。

また、オリーブ牛の販路拡大のため、個人的に、地元業者とある大手商社グループをつなげました。

墓参・育樹祭

2017 年 7 月 22 日。岸田文雄外相(当時)、森田一・元衆議院議員・芳子夫人、地元選出国会議員らと大平正芳・元総理の墓参り。その後、大平正芳記念館へ。

---

[12] パネリストは写真右から、朝比奈一郎氏(青山社中)、柴山昌彦・衆議院議員、細野豪志・衆議院議員。

2017 年 11 月 18 日、高松行きフライトのため、羽田空港へ向かうと、偶然、皇太子殿下、妃殿下と同じ便となりました。翌日、まんのう町で開催予定の第 41 回全国育樹祭に参加されるためでした。育樹祭は滞りなく終わりました。関係者、参加者のすべての皆さま、お疲れさまでした。

選挙

2017 年 9 月 28 日、衆議院が解散。自民党両院議員総会で安倍総裁は「街頭で、公民館で、そしてあぜ道で愚直に政策を訴えていく」と述べました。数日後、合間をみつけて総選挙候補者の応援のため、朽ち果てていたポスター看板の支柱を修理。

「政治は結果。批判のための批判からは何も生まれない。無責任と責任の闘い。責任ある政党が負けるわけにはいかない」と与党候補者を必死で応援。観音寺市、三豊市などの市長選にも駆けつけました。

地方が決起しようよ

地元の農地、道路、港湾など様々なインフラ整備について多くの要望をいただきます。様々な議員連盟に参加し、政策提言や予算要望の実現に向け働きかけをしているほか、浜田恵造香川県知事ら地元自治体の首長や議員らが陳情のため上京された際には予定をやりくりし、関係省庁等への要望活動に同席します。

四国新幹線

2017 年 7 月 6 日、四国に新幹線を整備するため、4 県の知事、市長村長、国・県・市町村議員、地元経済界関係者が経団連会館（東京・千代田区）に集まり、「四国新幹線整備促進に向けた東京決起大会」を開催しました。その後、財務省、国土交通省、自民党本部などに予算措置等を要望。党の二階俊博幹事長からは「地方が決起しようよ」とエールをいただきました。

土地改良

2017 年 8 月 2 日、農業農村整備事業の要望のため、大山茂樹・中国四国土地改良事業団体連合会協議会会長（さぬき市長）からの要請を受け、菅

官房長官との面談をセットし、ともに総理官邸を訪ねました。

遍路道の世界遺産

2018 年 3 月 22 日には「四国八十八箇所霊場と遍路道」の世界遺産登録に向け、浜田知事らとともに林芳正文科大臣を訪ね、早期実現を求めました。

地元行事

地元の行事・イベントには極力、参加するようにしています。雑談の中に、しばしば真実と政策の種があります （写真左は坂出市櫃石島・ももて祭り、右は東かがわ市の白鳥神社節分祭。いずれも 2018 年 1 月 18 日）。

【略歴】

- 1961 年、香川県さぬき市末（旧大川郡志度町末）の農家 4 人兄弟の長男に生まれる。1967 年、志度町立志度小学校・末分校入学。志度中学、藤井学園寒川高校（中退）、高松高校、早稲田大学政治経済学部政治学科卒業。

- 1986 年、日本経済新聞社に入社。企業取材を経て、米ニューヨークのコロンビア大学留学。1993 年−1995 年、東京大学・大学院法学政治学研究科（修了）。

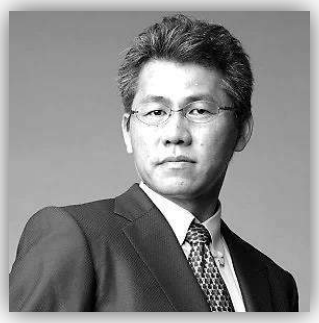

- 日本経済新聞・東京本社編集局産業部、経済部、政治部記者などを経て 2003 年、政治部編集委員に。経済法制、成長戦略を専門とし、著書多数。証券部兼政治部、法務報道部の編集委員であった 2012 年 8 月、同社を退社。

- 2012 年 8 月、5 人が競った公募による選考を勝ち抜き、自由民主党香川県参議院選挙区第 2 支部長に就任。2013 年 7 月、第 23 回参議院議員通常選挙・香川県選挙区より当選。

【役職】（2017 年秋～）

- 参議院　　外交防衛委員会・委員長
  政府開発援助等に関する特別委員会・委員
- 自民党　　政務調査会外交部会・副部会長
  知的財産戦略調査会・幹事
  IT 戦略特命委員会・幹事など
- 議連　　国民とともに民事司法改革を推進する議員連
  盟・事務局長など

【著作】

『Google の脳みそ　変革者たちの思考回路』（日本経済新聞出版社・2011 年）
『市場と法　いま何が起きているのか』（日経 BP 社・2007 年）
『乗っ取り屋と用心棒　M&A ルールをめぐる攻防』（日本経済新聞出版社・2005 年）
『知財戦争』（新潮新書・ 2004 年）
『弁護士カルテル』（信山社出版・1995 年）など多数。

景気を良くしましょう。
景気がどうなるかを問うばかりではなく、
焦らず、怯まず、諦めず、それぞれの立場で挑戦を続けましょう。
「景色」を変えるのは「気持ち」。前を向いた目線は必ず、国を明るく、元気にします。
そして、政治家は挑戦する国民をさらに奮い立たせるよう、その範とならねばなりません。

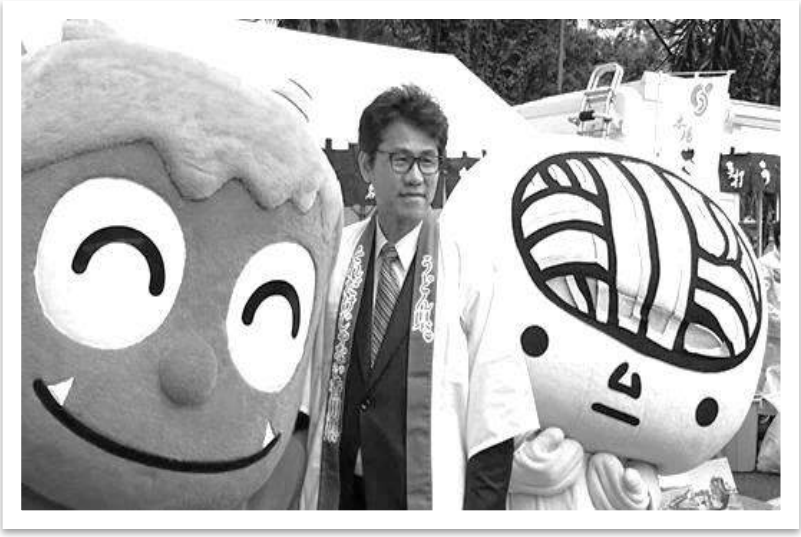

自民党員、後援会「伸友会」の会員を募集しています。
ともに、日本の「今」を支え、「未来」を創りましょう。
皆さまのご加入を心よりお待ちしています。

三宅伸吾

【お申し込み】
党員　http://www.miyakeshingo.net/member/
後援会　http://www.miyakeshingo.net/supportgroup-entry/

【お問い合わせ】
三宅伸吾　高松事務所　TEL:087-802-3845
東京事務所　TEL:03-6550-0604
メールマガジン　配信希望　kagawa@miyakeshingo.net

【発行:自由民主党　香川県参議院選挙区第 2 支部】